

出資法人の情報公開に関する規程

出資法人の情報公開に関する規程を次のように定める。

平成14年4月1日

千葉県公安委員会委員長 高橋英世

千葉県公安委員会規程第5号

出資法人の情報公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第28条第1項に規定する実施機関が定める出資法人の基準について定めるとともに、同条第2項に規定する出資法人に対する指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人の基準等)

第2条 条例第28条第1項に規定する実施機関が定める出資法人は、資本金、基本金その他これらに準ずるものに占める県の出資割合が25パーセント以上で、かつ、県の出資順位が第1位のものとする。

2 千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、前項の基準により、条例第28条第1項に規定する出資法人として定めた場合は、当該出資法人の名称を千葉県報により告示するものとする。

(指導)

第3条 千葉県警察本部長（以下「本部長」という。）は、出資法人の情報公開が条例の趣旨にのっとり適正かつ円滑に実施されるよう、必要な指導を行うものとする。

(報告)

第4条 本部長は、出資法人の前年度における情報公開の実施状況を、公安委員会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行のため必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。